

令和5年度ネットリサーチ「反射材用品及び自転車の安全利用」に関する調査結果報告書

■結果のポイント

- 反射材用品の使用状況については、「使用している」が14.4%となっている。一方で、「持っていない」が69.1%となっている。
- 使用してみたい反射材用品については、「小さくさりげないもの（キーホルダー、シール等）」が55.2%で最も高く、「反射だけでなく発光・点滅するもの」が35.3%と続く。
- 自転車に乗る際のヘルメットの着用状況については、「ヘルメットを持っており、いつも着用している」が5.1%、「ヘルメットを持っており、ほとんど着用している」が2.1%となっている。一方で、「自転車に乗ることはあるが、ヘルメットを持っていない」が19.7%となっている。
- どのようになればヘルメットを着用するようになるかについては、「法律による着用の義務化」が50.4%で最も高く、「ヘルメットの購入費用に対する補助を受けられること」が35.1%と続く。

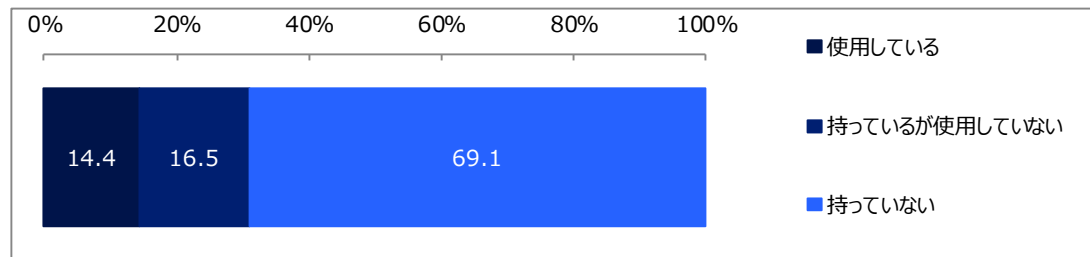
■調査結果の概要

1 反射材用品の使用状況

☆ 「使用している」が14.4%となっている。一方で、「持っていない」が69.1%となっている。

Q1.あなたは、夕暮れ時から夜間の買い物等の外出時に、反射材用品を使用していますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

| | % | n |
|---------------|-------|------|
| 全体 | 100.0 | 1000 |
| 使用している | 14.4 | 144 |
| 持っているが使用していない | 16.5 | 165 |
| 持っていない | 69.1 | 691 |



(参考)

反射材用品とは、自動車の運転者などに自分の存在を知らせるため、自動車のライト等から出る光を反射する交通安全グッズです。

茨城県警察では、交通事故防止のため、夜間に自転車や徒歩で外出するときは反射材用品を着用するように呼びかけています。

詳しくは、こちらをご覧ください。茨城県警察 HP：https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/jikoboushi/night.html

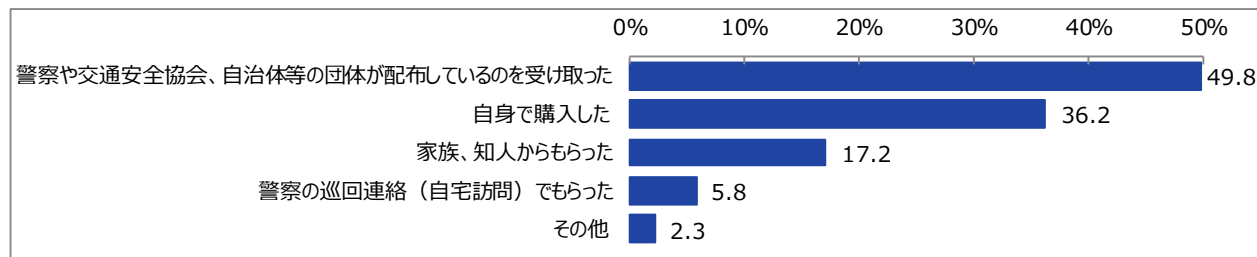
2 反射材用品の入手先

◇ 「警察や交通安全協会、自治体等の団体が配布しているのを受け取った」が49.8%で最も高く、「自身で購入した」が36.2%と続く。

(Q1で「使用している」「持っているが使用していない」と回答された方へ)

Q2.お持ちの反射材用品は、どのように入手しましたか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

| | % | n |
|---------------------------------|-------|-----|
| 全体 | 100.0 | 309 |
| 警察や交通安全協会、自治体等の団体が配布しているのを受け取った | 49.8 | 154 |
| 自身で購入した | 36.2 | 112 |
| 家族、知人からもらった | 17.2 | 53 |
| 警察の巡回連絡（自宅訪問）でもらった | 5.8 | 18 |
| その他 | 2.3 | 7 |



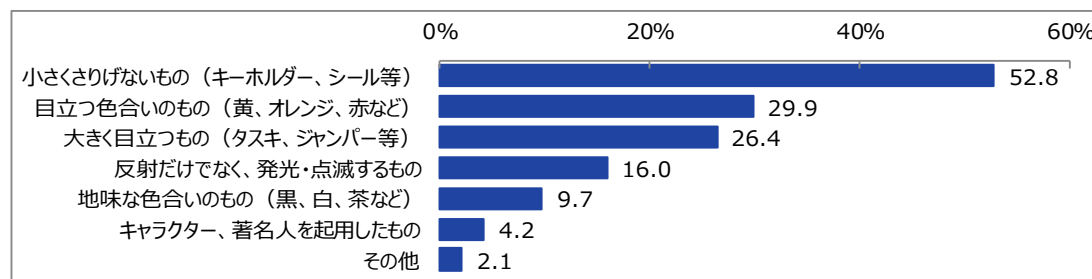
3 使用している反射材用品

◇ 「小さくさりげないもの(キーホルダー、シール等)」が52.8%で最も高く、「目立つ色合いのもの（黄、オレンジ、赤など）」が29.9%と続く。

(Q1で「1.使用している」と回答された方へ)

Q3.あなたが使用している反射材用品はどのようなものですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

| | % | n |
|-------------------------|-------|-----|
| 全体 | 100.0 | 144 |
| 小さくさりげないもの（キーホルダー、シール等） | 52.8 | 76 |
| 目立つ色合いのもの（黄、オレンジ、赤など） | 29.9 | 43 |
| 大きく目立つもの（タスキ、ジャンパー等） | 26.4 | 38 |
| 反射だけでなく、発光・点滅するもの | 16.0 | 23 |
| 地味な色合いのもの（黒、白、茶など） | 9.7 | 14 |
| キャラクター、著名人を起用したもの | 4.2 | 6 |
| その他 | 2.1 | 3 |

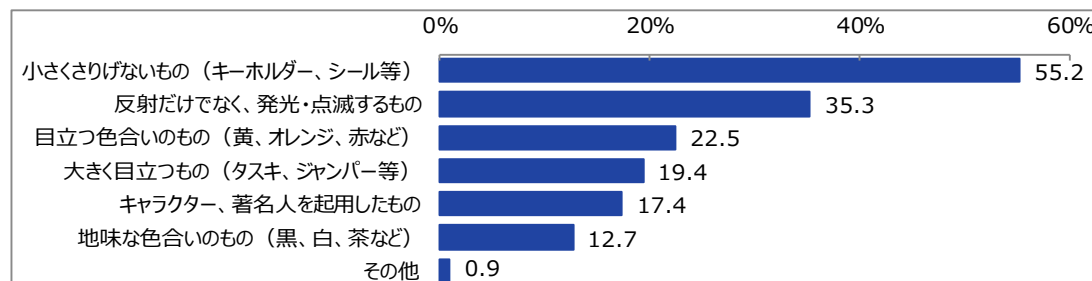


4 使ってみたいと思う反射材用品

◇ 「小さくさりげないもの（キーホルダー、シール等）」が55.2%で最も高く、「反射だけでなく発光・点滅するもの」が35.3%と続く。

Q4.あなたはどのような反射材用品なら使ってみたい、または、使っても良いと思いますか。次の中からあてはまるものを3つまで選んでください。

| | % | n |
|-------------------------|-------|------|
| 全体 | 100.0 | 1000 |
| 小さくさりげないもの（キーホルダー、シール等） | 55.2 | 552 |
| 反射だけでなく、発光・点滅するもの | 35.3 | 353 |
| 目立つ色合いのもの（黄、オレンジ、赤など） | 22.5 | 225 |
| 大きく目立つもの（タスキ、ジャンパー等） | 19.4 | 194 |
| キャラクター、著名人を起用したもの | 17.4 | 174 |
| 地味な色合いのもの（黒、白、茶など） | 12.7 | 127 |
| その他 | 0.9 | 9 |

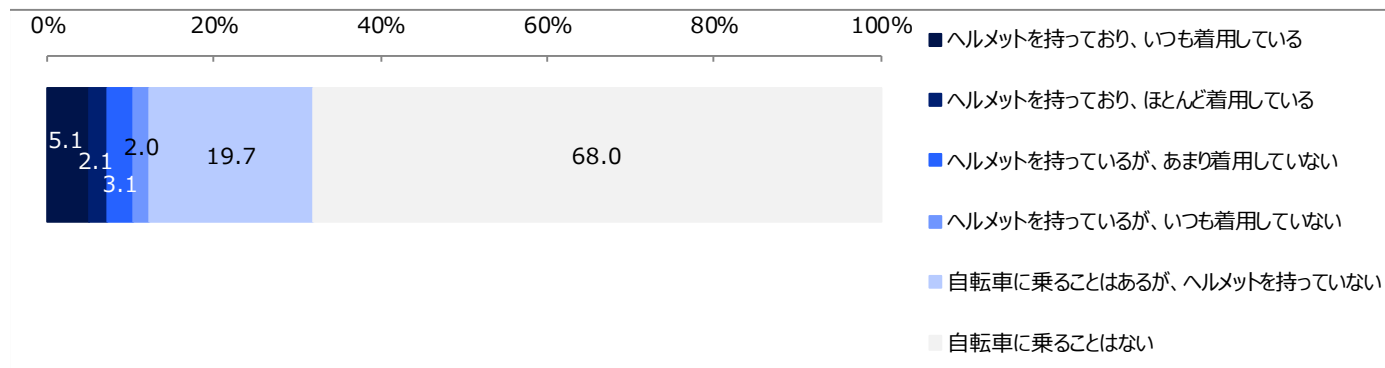


5 自転車乗車時のヘルメットの着用状況

- ◇ 「ヘルメットを持っており、いつも着用している」が5.1%、「ヘルメットを持っており、ほとんど着用している」が2.1%となっている。
- ◇ 一方で、「ヘルメットを持っているが、あまり着用していない」が3.1%、「ヘルメットを持っているが、いつも着用していない」が2.0%、「自転車に乗ることはあるが、ヘルメットを持っていない」が19.7%となっている。

Q5.あなたは、自転車に乗る際にヘルメットを着用していますか。次の中からあてはまるものを1つ選んでください。

| | % | n |
|---------------------------|-------|------|
| 全体 | 100.0 | 1000 |
| ヘルメットを持っており、いつも着用している | 5.1 | 51 |
| ヘルメットを持っており、ほとんど着用している | 2.1 | 21 |
| ヘルメットを持っているが、あまり着用していない | 3.1 | 31 |
| ヘルメットを持っているが、いつも着用していない | 2.0 | 20 |
| 自転車に乗ることはあるが、ヘルメットを持っていない | 19.7 | 197 |
| 自転車に乗ることはない | 68.0 | 680 |



(参考)

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日からは自転車乗車用ヘルメットの着用が義務化されました（努力義務）。

自転車利用時は、ヘルメットをしっかりと着用して頭部を守りましょう。

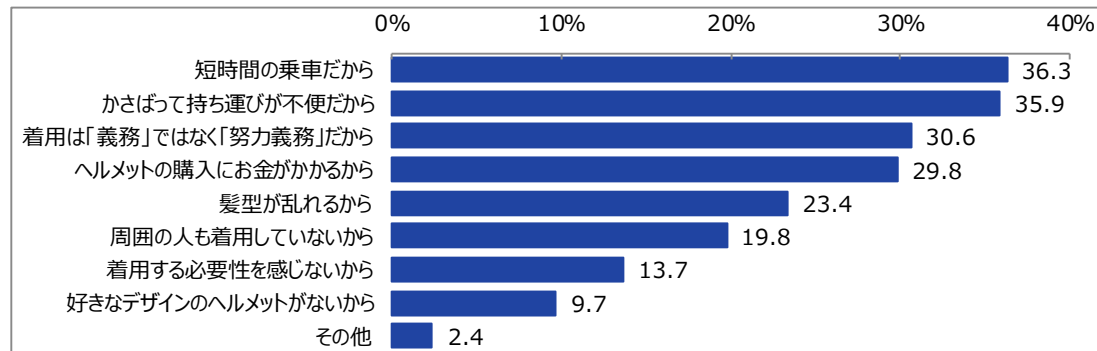
詳しくは、こちらをご覧ください。茨城県警察 HP：https://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/a02_traffic/jikoboushi/bicycle.html

6 ヘルメットを着用しない理由

◇ 「短時間の乗車だから」が36.3%で最も高く、「かさばって持ち運びが不便だから」が35.9%と続く。

(Q5で「ヘルメットを持っているが、あまり着用していない」「ヘルメットを持っているが、いつも着用していない」「自転車に乗ることはあるが、ヘルメットを持っていない」と回答された方へ)
Q6.あなたがヘルメットを着用しない理由は何ですか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

| | % | n |
|----------------------|-------|-----|
| 全体 | 100.0 | 248 |
| 短時間の乗車だから | 36.3 | 90 |
| かさばって持ち運びが不便だから | 35.9 | 89 |
| 着用は「義務」ではなく「努力義務」だから | 30.6 | 76 |
| ヘルメットの購入にお金がかかるから | 29.8 | 74 |
| 髪型が乱れるから | 23.4 | 58 |
| 周囲の人も着用していないから | 19.8 | 49 |
| 着用する必要性を感じないから | 13.7 | 34 |
| 好きなデザインのヘルメットがないから | 9.7 | 24 |
| その他 | 2.4 | 6 |

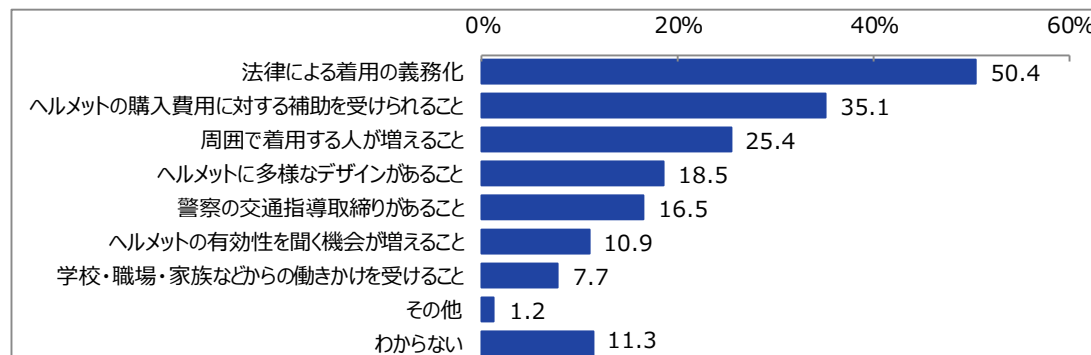


7 どのようになればヘルメットを着用するか

◇ 「法律による着用の義務化」が50.4%で最も高く、「ヘルメットの購入費用に対する補助を受けられること」が35.1%と続く。

Q7.あなたは、どのようになれば、自転車に乗る際、常にヘルメットを着用するようになると思いますか。次の中からあてはまるものを全て選んでください。

| | % | n |
|--------------------------|-------|-----|
| 全体 | 100.0 | 248 |
| 法律による着用の義務化 | 50.4 | 125 |
| ヘルメットの購入費用に対する補助を受けられること | 35.1 | 87 |
| 周囲で着用する人が増えること | 25.4 | 63 |
| ヘルメットに多様なデザインがあること | 18.5 | 46 |
| 警察の交通指導取締りがあること | 16.5 | 41 |
| ヘルメットの有効性を聞く機会が増えること | 10.9 | 27 |
| 学校・職場・家族などからの働きかけを受けること | 7.7 | 19 |
| その他 | 1.2 | 3 |
| わからない | 11.3 | 28 |



■調査の目的

薄暮時以降の歩行者交通事故防止のために有効である反射材用品の普及・使用状況等を把握することで、今後の普及啓発活動の参考資料とする。

また、令和5年4月から一部改正された道路交通法における自転車乗車用ヘルメットの着用についての意識調査を行い、今後の周知・広報活動の参考資料とする。

■実施概要

・実施期間：令和5年11月10日～11月20日

・サンプル数：茨城県常住人口調査（令和5年4月1日現在）に基づく性別・年代・居住地（5地域）の割合で割り付けた18歳以上の県民1,000サンプル

回答者数（人）

| | | 県北 | 県央 | 鹿行 | 県南 | 県西 | 計 |
|-----|--------|-----|-----|----|-----|-----|-------|
| 全体 | | 114 | 245 | 94 | 359 | 188 | 1,000 |
| 性別 | 男性 | 59 | 125 | 50 | 185 | 99 | 518 |
| | 女性 | 55 | 120 | 44 | 174 | 89 | 482 |
| 年代別 | 18～29歳 | 18 | 41 | 16 | 68 | 33 | 176 |
| | 30歳代 | 17 | 42 | 16 | 62 | 30 | 167 |
| | 40歳代 | 23 | 55 | 21 | 83 | 41 | 223 |
| | 50歳代 | 28 | 57 | 21 | 79 | 42 | 227 |
| | 60歳代 | 28 | 50 | 20 | 67 | 42 | 207 |

県北：日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡

県央：水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、東茨城郡、那珂郡

鹿行：鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市

県南：土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡

県西：古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡、猿島郡

(注)

1. 「ネットリサーチ」の回答者は、民間調査会社のインターネットリサーチモニターであり、無作為抽出された調査対象者ではない。
2. 割合を百分率で表示する場合は、小数点第2位を四捨五入した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。
3. 図表中の表記の語句は、短縮・簡略化している場合がある。
4. 男性18～29歳の回収件数は、「県西」の地域で目標値（上記の件数）を下回ったため、男性30歳代で「県西」4サンプルを超過回収し、地域×性年代の人口分布に極力近づくように調整した。